

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年2月18日
事業者の氏名又は名称	株式会社タカロジ(法人番号5060001008115)(代表者 道幸由竹)
事業者の所在地	栃木県那須郡那珂川町小川3489
営業所の名称	四国営業所
営業所の所在地	高知県高知市大津乙1142-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(120日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条1項第1号、第17条4項、第24条
違反行為の概要	令和元年8月27日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項) (4)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項) (5)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (6)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (7)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項) (8)自動車事故報告書が提出されていなかったこと(貨物自動車運送事業法第24条)
当該違反点数(営業所)	12点
違反点数(事業者)	12点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年2月26日
事業者の氏名又は名称	淡路共正陸運株式会社(法人番号1140001084556)(代表者 尾上昌史)
事業者の所在地	兵庫県洲本市納319
営業所の名称	香川営業所
営業所の所在地	香川県坂出市西大浜北4丁目39-5
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)、文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	令和6年6月21日及び同年8月23日、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。 (1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項) (4)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (5)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項) (6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。